

答弁書第一三三三号

内閣参質一七六第一三三三号

平成二十二年十二月七日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員浜田和幸君提出「実効支配」の定義及び領海侵犯に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出「実効支配」の定義及び領海侵犯に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、個別具体的な状況に即して判断する必要があり、一概にお答えすることは困難である。

二について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。政府としては、尖閣諸島に関する我が国の一貫した立場に基づき、従来から尖閣諸島付近海域において、厳正かつ適切な警備を実施しており、引き続き、万全の体制で警備に当たる考えである。

